

WHOたばこ対策枠組条約
第5回政府間交渉会議（10月14～25日）

平成14年10月

1. たばこ規制枠組条約

たばこに関する広告の規制、健康警告表示の強化等を各国に義務付けることにより、国際社会が一致団結してたばこの健康に対する悪影響を抑え込むことを目的とする条約。世界保健機関（WHO）の枠組みにおいて、2000年10月より、明年5月の採択を目的として、これまで4回の交渉を行ってきた。

2. 今回会議の概要と評価

- (1) 初めて具体的な案文交渉を行った。6つの非公式会合での精力的な議論により、論点が明確化した。我が国は、他の主要先進国等と協調しつつ、実効性を伴いかつできるだけ多くの国が参加できる条約案文の作成に貢献した。
- (2) 開発途上国のたばこ農業転作等に対する資金支援等の問題との関連で、開発途上国と先進国との間の対立（南北問題）が見られた。先進国のたばこ企業の途上国市場進出への反発等が背景にあると思われる。
- (3) 我が国は、たばこ規制措置の具体的な方法や態様については各国がその実情に応じて選択できるようにすることを目的として交渉しているが、包装・ラベリング（「ライト」等の形容的表示の規制、健康警告表示の強化等）及び広告については禁止を含む強い規制を求める声が強い。

3. 次回会議

明年2月17～28日にジュネーヴで開催される。条約採択の期限である明年5月を前にした最後の交渉会議となる見込み。

（了）

WHOたばこ対策枠組条約
第5回政府間交渉会議における主要論点

 (条約全体の意義・位置付けに関わる論点)

- ・ 他の条約との関係 (第2条3、第4条5) (E)
- ・ 資金と開発途上国の責任 (第26条等) (D)



- ・ 包装及びラベリング (第11条) (A)
- ・ 広告、販売促進及びスポンサーシップ (第13条) (B)
- ・ 不法取引 (第15条) (F)
- ・ たばこ補助金 (第17条) (E)
- ・ 責任及び補償 (第4条6、第19条) (C)

【参考】今次会合で設置された非公式会合

A：包装及びラベリング

B：広告、販売促進及びスポンサーシップ

C：責任及び補償

D：資金

E：たばこ及び貿易

F：不法取引